

人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）計画達成助成支給申請書 提出チェックリスト

※ 支給申請書の提出先は、主たる事業所（本社等）を管轄するハローワークです。

R1.5 埼玉労働局

事業主名： _____

	ご提出いただく書類 (A4版での提出にご協力をお願いします) ・ 確認事項	事業所 チェック	HW チェック
1	人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）計画達成助成支給申請書（様式第6-1号） <input type="checkbox"/> 提出期限内であるか 提出期限 ☞ 雇用管理改善計画期間の末日の翌日から起算して、原則 <u>2か月以内</u> （*） （*）計画開始日から起算して6か月が経過する日までに雇い入れた対象労働者が、原則の申請期間内に雇い入れた日から起算して1年が経過していない場合は、当該対象労働者を雇い入れた日から起算して1年が経過する日の翌日から起算して2か月以内 （例）雇用管理改善計画期間：令和元年6月10日～令和2年6月9日（対象労働者2名で計画認定） ・労働者Aを令和元年6月10日付雇い入れ ・労働者Bを令和元年11月9日付で雇い入れ 【原則の申請期間】令和2年6月10日～同年8月9日 <input type="checkbox"/> この場合、労働者Aのみが支給の算定人数となる （労働者Bは雇い入れから1年を超えていないことから、支給算定人数に含まれない。） <input type="checkbox"/> このため、労働者Bを支給算定人数に含める場合は、 労働者Bを雇い入れた日から起算して1年が経過する日の翌日から2か月以内である、 令和2年11月10日～令和3年1月9日までに申請することができる。 <input type="checkbox"/> 事業主印等の押印・捺印、裏面まで記入漏れはないか		
2	雇用管理改善計画の概要票（様式第6号別紙1） および 組織図、配置図又は業務分掌等、対象労働者を実際に雇い入れた後の状況が分かる書類		
3	雇用管理改善計画の対象者名簿（様式第6号別紙2）		
4	事業所確認票（様式第2号）		
5	対象労働者の雇い入れ日および雇用形態が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 労働者台帳または労働条件通知書等、週の所定労働時間が確認できるものか		
6	賃金支払状況等が確認できる書類（賃金台帳等）および出勤状況が確認できる書類（出勤簿等） <input type="checkbox"/> 対象労働者の雇い入れから <u>1年間分</u> の期間が確認できる内容であるか		
7	雇用管理改善期間における離職状況がわかる書類（※）申請事業主の全ての適用事業所分 <input type="checkbox"/> 離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）等 <input type="checkbox"/> 離職者が定年退職等に該当する場合、離職理由が確認できる離職証明書（写）等の添付であるか		
8	支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）		
9	【計画申請時に未提出の場合のみ】時間外労働等改善助成金支給決定通知書		

❖ 上記以外に確認書類の提示・提出を依頼する場合がございますのでご協力をお願いします。

【裏面へ続く】

【留意事項】

◎助成金の支給対象事業主

《1》雇用保険の適用事業主であること。

《2》時間外労働等改善助成金の支給を受けた中小企業事業主であること。

《3》雇用管理改善計画認定申請日の1年前から1年経過する日までの期間において、雇用保険被保険者を継続して雇用していた事業主であること。

《4》過去に次の助成金を受給している場合、下記の条件を満たすこと。

①過去に当助成金を受給している適用事業所が、再度雇用管理改善計画を提出する場合、助成金の最後の支給決定日の翌日から起算して3年間に経過していること。

②本助成金の対象労働者と同一の労働者に対して、雇入れに係る他の助成金の支給を受けていないこと。

《5》計画開始日の前日から起算して6か月前から雇用管理改善計画期間の末日までの期間について、事業主都合による離職者がいないこと。

《6》基準期間（計画達成助成）に、特定受給資格者となる理由により離職した者の数が一定以上ないこと。

《7》計画達成助成時離職率が30%以下であること。

企業全体で所定の期間の離職率が30%を上回る場合は支給対象外となります。

- ① 離職率は次のとおり算出してください。
- ② 「**所定の期間**」は算出する離職率によって異なります。
- ③ 「**雇用保険一般被保険者**」に短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、高年齢被保険者は**含みません**。

$$\text{離職率 (\%)} = \frac{\text{所定の期間における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数 (\ast 2)}}{\text{所定の期間の初日における雇用保険一般被保険者数}} \times 100$$

(※1)

(※1) 小数点第2位を四捨五入（ただし四捨五入の影響により、要件達成状況を正確に判定することが困難な場合には、小数点第2位以下まで算出）し、算出した値が100を超えた場合には、離職率100%とします。

(※2) 離職による雇用保険一般被保険者数…定年退職、重責解雇、役員昇格及び労働者の個人的な事情による労働時間の短縮等による者は含みません。

なお、離職率の算出にあたっては、雇用保険データ上の「離職年月日」をもとに算出しますので、所定の期間の末日で離職した者は「所定の期間における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数」に含みます。

- ・ **計画達成助成時離職率**…「**所定の期間**」が「雇用管理改善計画開始日から起算して1年を経過するまでの期間」として算出した離職率
- ・ **目標達成助成時離職率**…「**所定の期間**」が「雇用管理改善計画期間の末日の翌日から起算して2年を経過するまでの期間」として算出した離職率